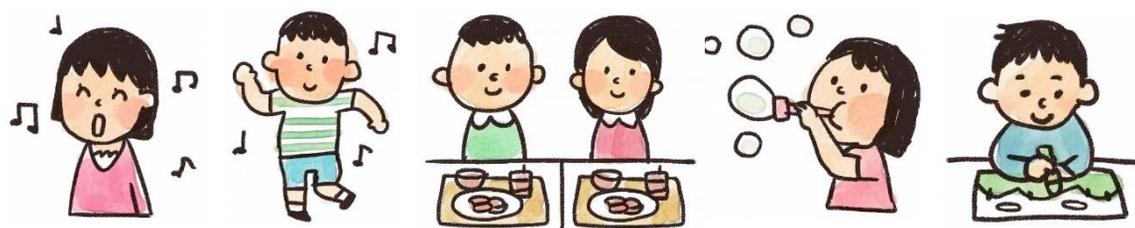


富士市公立保育施設民営化ガイドライン

概要版



令和4年2月
富士市

富士市公立教育・保育施設再配置計画

富士市公立教育・保育施設再配置計画

富士市では、平成30年3月に持続可能な都市経営の実現に向けた公立教育・保育施設の再配置に係る基本的な考え方を定めた「富士市公立教育・保育施設再配置計画（以下「再配置計画」という。）」を策定しました。

環境の変化

少子高齢化

核家族化

女性の社会進出

バランスの取れた**施設再編**の必要性

富士市公立教育・保育施設再配置計画 個別計画

再配置計画をもとに、平成31年3月、各圏域（吉原西部、吉原東部、富士北部、富士南部、鷹岡・大淵、富士川）における再配置の対象施設及び実施すべき事業を定めた「富士市公立教育・保育施設再配置計画個別計画」を策定しました。

再配置計画の基本方針

公立教育・保育施設の適正な数への再編と質の向上

富士市公立保育施設民営化ガイドラインの目的

今回策定・公表した「富士市公立保育施設民営化ガイドライン（以下、ガイドラインという。）」は、公立保育園の民間移管事業について、スケジュール、移管先法人の選定方法、移行期間及び移管後の保育体制などについて、基本的な内容を示し、民間移管に係る基本方針を定めるものです。

今後、進めていく移管先法人の選定や、引継ぎ・共同保育などは、このガイドラインに従って実施をしていきます。



民間移管で変わる保育の内容

これまでの公立保育園が実施してきた保育

利用定員	保育料	年間行事 (運動会・クリスマス等)
休園日 (年末年始のみ)	地域との交流	加配対応
開園時間	アレルギー対応	など

移管先法人が提案する事業

利用者の利便性が向上する事業
(例：開園時間の延長・主食の提供など)

地域子育て支援事業
(例：一時預かり事業など)

新たに取り
入れたい事業

今までの運営を引き継ぐことを条件とするため
これまでと変更はありません

保護者からの同意の上
新たに実施されます

民間移管後に実施する保育の内容については、保育所保育指針に基づく保育を着実に実施することを前提とし、これまで公立保育園が実施してきた保育を引き継ぐこと、移管前年度に在籍していた園児が全員卒園するまで、保護者の同意なしに新たな費用負担を求めないことを民間移管の条件とするため、突然保育の内容が変わることや保護者の負担が増えることはありません。

また、今までよりも利用者の利便性が向上する事業（開園時間の延長・主食の提供など）や、新たな地域子育て支援事業（一時預かり・病児保育など）については、保護者・市と協議の上、同意が得られたものについては新たに実施することができます。 移管先法人からの提案内容によってはこれまでよりも利便性が高まる可能性があります。

移管先法人の選定について



移管後も質の高い保育を継続していくため、富士市内で5年以上の認可保育所等の運営実績がある社会福祉法人・学校法人を中心に、移管先法人の募集を行います。

移管先法人を選定するにあたり、学識経験者や教育関係者、保護者代表から構成される「（仮称）富士市保育所民間移管先選定委員会」を設置し、書類審査、当該法人が現に運営している施設の実地調査、ヒアリングを行い、総合的に評価して移管先法人を選定いたします。

選定の基準として、保育所保育指針に基づく保育を着実に実施し、経営が安定し、かつ、保育の質を向上する意欲がある法人を選定します。また、当該法人が現に運営している施設における保育士等の経験年数や、労働環境についても評価の対象とします。

移管に向けた引継ぎ・共同保育について

民間移管前年度

4月～12月 週1日以上の実施

園長予定者・主任保育士予定者を中心に、保育内容・行事等の引継ぎを実施します。子どもたちや保護者との関係構築を行います。

1月～3月 週5日フルタイムの実施

次年度の担任保育士予定者が、実際にクラスに入り、移管予定園に勤務している保育士と共同で保育を実施します。

2年間の引継ぎ期間を設け、子どもへの影響が最小限になるよう、努めてまいります。

民間移管後

移管後1年間 公立保育士を派遣

民間移管前に当該保育園に勤務していた主任保育士等を、原則として1年間派遣し、子どもや保護者へのフォロー、公立保育園で実施してきた保育が着実にされるよう、共同保育を行います。

継続して実施 定期的な巡回支援の実施

市の職員（教育・保育アドバイザー、地域連携保育士等）が定期的に巡回し、保育所保育指針に基づく保育が着実に実施されるよう、必要な指導・助言を行います。

保護者意見の反映方法について

●説明会等による情報提供

移管先法人の決定など、民間移管に関する情報について、保護者説明会などにより随時情報提供を行っていきます。

●三者協議会の設置

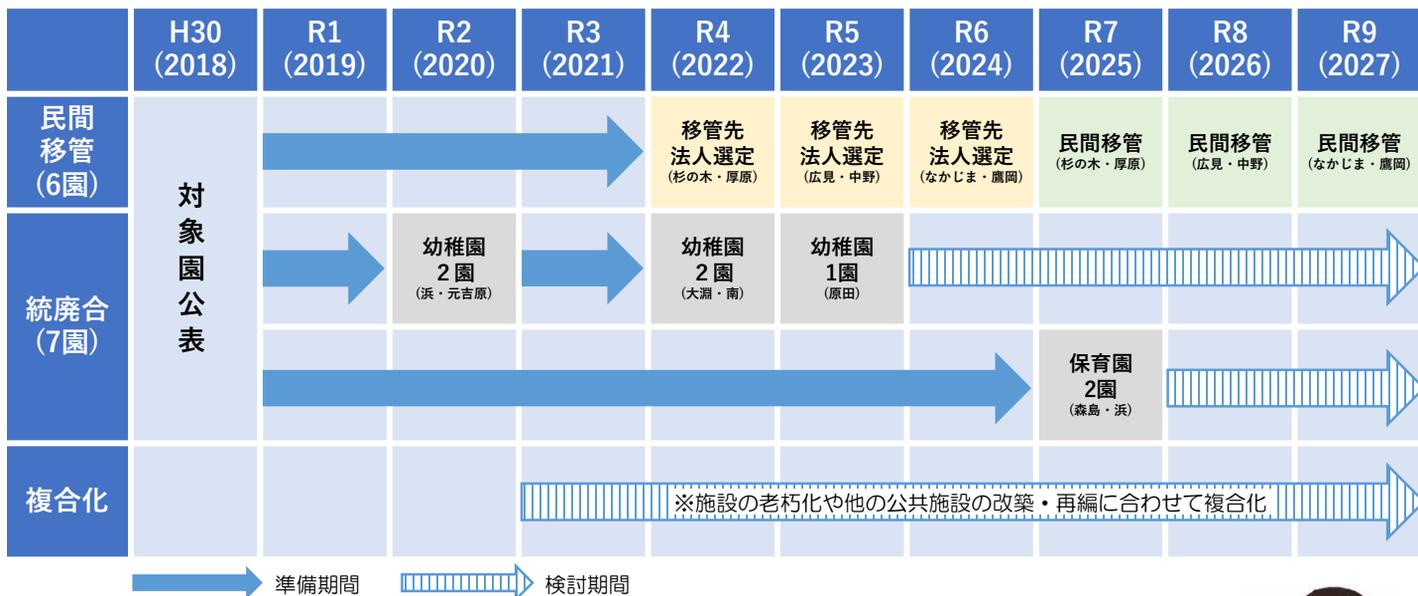
移管に伴う諸事項について意見交換を行うため、保護者・移管先法人・市で構成される三者協議会を設置します。

●個別相談窓口の設置

民間移管に関する疑問や不安を解消するため、個別相談窓口を設置します。



再配置計画 全体スケジュール



民間移管対象保育園



令和7年度		令和8年度		令和9年度	
厚原保育園	杉の木保育園	広見保育園	中野保育園	なかじま保育園	鷹岡保育園
丘地区	伝法地区	広見地区	大淵地区	富士北地区	鷹岡地区

民間移管スケジュール

